

介護サービス施設・事業所様

豊田市介護保険課長 古田 泰三

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の
臨時的な取扱いについて（第27報）」等について

1 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い
について（第27報）」（令和4年2月9日介護保険最新情報 Vol.1034）について

通所系サービスについて、第2報（令和2年2月24日介護保険最新情報 Vol.770）、第9報（令和2年4月15日介護保険最新情報 Vol.818）に加えて、まん延防止区域及び期間の取扱いとして第27報が示されています。導入に当たっては介護保険最新情報を確認いただくとともに、以下にご留意ください。

- ・第27報の取扱いをする場合は、「第27報特例適用のための通所系サービス事業所における感染防止対策等に係る申出書」を介護保険課に提出すること（メール、FAX、窓口、郵送いずれも可）。
- ・利用者から書面による同意を得る必要はないが、サービス事業者において同意を得たことについての記録を残しておくこと（説明者の氏名、説明内容、説明し同意を得た日時、同意した者の氏名）。

2 総合事業デイサービスの提供及び報酬算定について

新型コロナウイルス感染症に伴い、保健所の要請を受けて自宅待機する総合事業デイサービス利用者について、自宅待機期間は日割りとし、報酬を算定しない取扱いとします。

ただし、濃厚接触者の自宅待機日数が短縮されてきていること等を踏まえて、利用者の同意の下、以下の対応も可能とします。

	サービス提供内容	報酬算定
①	自宅待機期間に利用予定だった日の回数分を同月内で日程を振り替えて、月内で予定通りの回数を提供した場合	通常の月額報酬
②	自宅待機期間に電話により安否確認（健康状態、直近の食事内容や時間、直近の入浴の有無や時間等）した場合	安否確認した日について1日分算定

①②のいずれも、あらかじめ、本人・家族、地域包括支援センター（居宅介護支援事業所）、総合事業デイサービス事業所の間で協議の上、実施するようにしてください。

連絡先

介護保険課 施設担当

電話 34-6634 FAX 34-6034

E-mail kaigohoken@city.toyota.aichi.jp